

平成20年6月18日

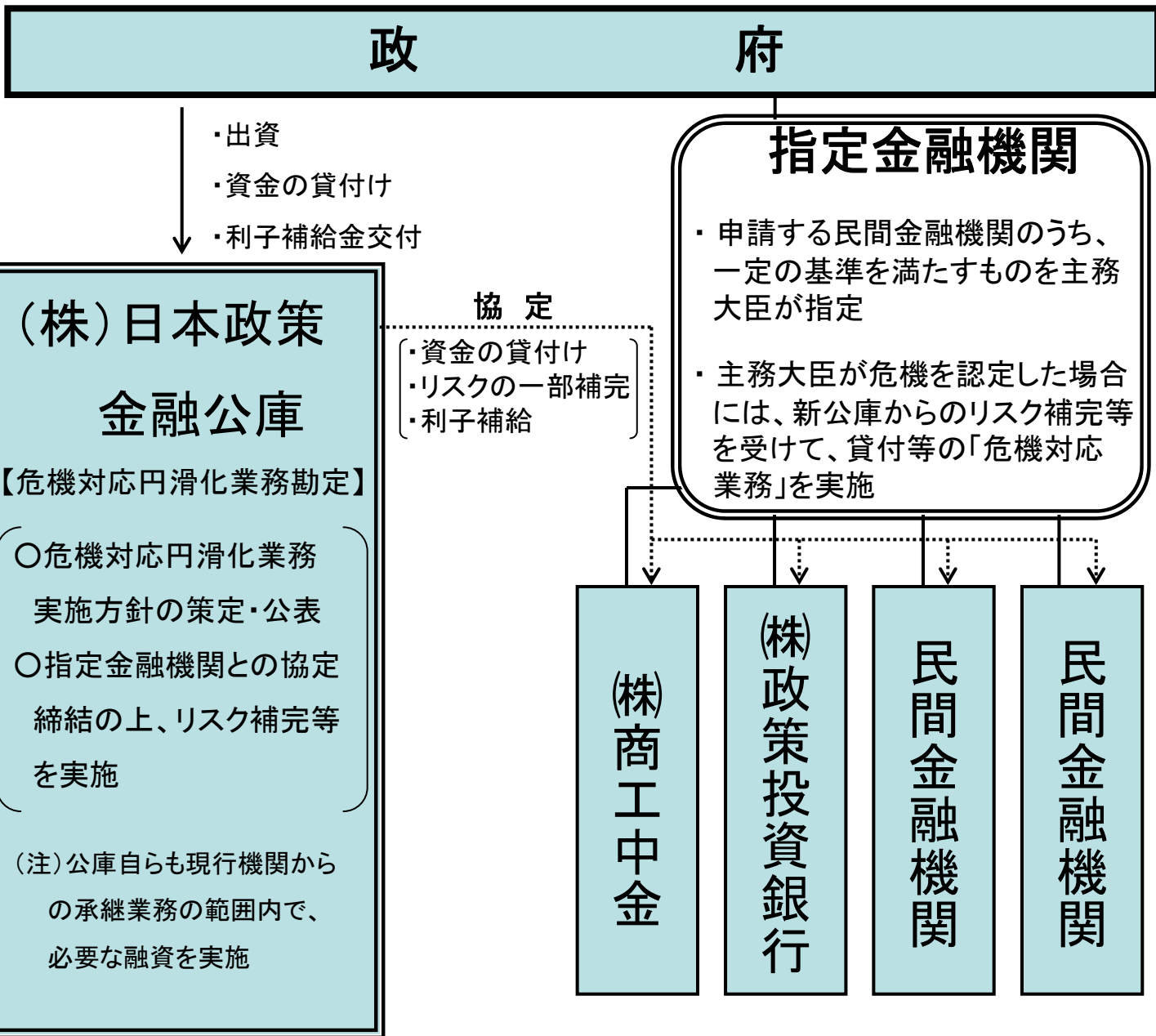
財 務 省

農 林 水 産 省

経 済 産 業 省

危機対応制度について

指定金融機関を活用した危機対応体制



■指定金融機関の活用が想定される事例

ニーズ	必要な金融
地域金融不安 【資金の代替融通】	短期資金供給、 手形割引 等
大規模災害 【インフラ復興資金】	長期固定資金 供給 等

(注) 移行期の完全民営化機関は指定を受けたものとみなすこととしている。

指定金融機関を活用した危機対応(イメージ)

(株)
日本
政策
金融
公庫

危機対応円滑化業務

①貸付け

長期・固定資金の貸付け

②損害担保

金銭の支払

非弁済額の一部の補てん

③利子補給

利子補給金の交付

指
定
金
融
機
関

危機対応業務

長期設備資金の貸付

短期資金の貸付
手形割引

低利資金の貸付

借り手

(例)

被災インフラ
復興資金

(例)

地域金融
不安時の
資金融通

(例)

激甚災害被災
事業者への
再建資金

危機対応円滑化業務(平成20年度下期予算)

(1) 事業計画

(単位: 億円)

	平成20年度 下期予算
長期貸付	660
損害担保	846
利子補給	448(千円)

(2) 財政投融资等

(単位: 億円)

	平成20年度 下期予算
財政融資資金借入金	660

(3) 一般会計出資金

(単位: 億円)

	平成20年度 下期予算	平成20年度 下期予算		
		財務省関連	農林水産省関連	経済産業省関連
一般会計出資金	6.5	2.4	1.7	2.5

(4) 一般会計補給金等

(単位: 億円)

	平成20年度 下期予算	平成20年度 下期予算		
		財務省関連	農林水産省関連	経済産業省関連
補給金等	3.6	0.4	0.3	2.8

(注) (1)及び(2)は単位未満四捨五入。(3)及び(4)は小数点第二位以下四捨五入。

危機対応業務の開始までの流れ

